

# 特記仕様書

委託業務名 大津市既存盛土等安全性把握調査のための優先度評価業務  
業務場所 大津市全域（182箇所）

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、大津市が実施する「大津市既存盛土等安全性把握調査のための優先度評価業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。また、本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月滋賀県土木交通部、令和3年1月一部改正）」によるものとする。

（業務の目的）

第2条 本業務は、令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）第4条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害防止のための対策に必要な基礎調査として、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和5年5月 国土交通省・農林水産省・林野庁）」（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、既存盛土等の安全性把握調査の優先度を評価することを目的とする。

（業務範囲）

第3条 本業務は、大津市全域（182箇所）を対象とする。

（技術者の資格要件等）

第4条 本業務の技術者（管理技術者、照査技術者）の資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 管理技術者は、下記のいずれかの資格を有するものとする。
    - ① 技術士（建設部門―「河川、砂防及び海岸・海洋」）
    - ② 技術士（総合技術監理部門―「河川、砂防及び海岸・海洋」）
  - (2) 照査技術者は、下記のいずれかの資格を有するものとする。
    - ① 技術士（建設部門―「土質及び基礎」又は応用理学部門―「地質」）
    - ② 技術士（総合技術監理部門―「土質及び基礎」又は「地質」）
  - (3) 次に掲げる業務のいずれかに従事した経験を有するものであること。
    - ① 大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第1次スクリーニング又は第2次スクリーニング計画に限る。）
    - ② 盛土規制法に基づく基礎調査業務（既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断又は安全性把握調査の優先度評価に限る。）
- 2 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、個別に配置するものとし、兼務をさせてはならない。なお、業務経験、資格等が分かる書類を契約締結後速やかに本市に提出すること。

（不法介入に関する通報制度）

第5条 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）の通知書は、別記様式第1号を用いるものとする。

（業務実績情報登録）

第6条 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから発注者にメール送信し、発注者の確認を受けたうえ、受注時は契約後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に発注者にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（秘密事項等の公表の禁止）

第7条 受注者は本業務実施に当たり、天津市個人情報保護条例（平成16年条第1号。以下「条例」という。）及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 受注者は本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料など発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) 受注者は本業務により作成したデータを業務完了後に全て破棄しなければならない。但し、発注者が保管管理を指示したデータについてはこの限りではない。
- (3) 受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩のなきよう徹底した管理を実施出来る者でなければならない。

（成果品の帰属）

第8条 成果品については全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は流用してはならない。また本業務遂行に当たり貸与した図面及び資料についても同様の扱いとする。

（資料の貸与及び返還）

第9条 受注者は、業務上必要な図面及び資料等を発注者に貸与を求めることができる。発注者は受注者より要求があった図面及び資料等は、業務上必要と認められた場合には貸与するものとする。受注者は貸与された図面及び資料は業務完了時まで責任を持って返還する。

（瑕疵）

第10条 受注者は、成果品の引き渡し後においても、成果品について不備あるいは、瑕疵の指摘があった場合は速やかに無償にて訂正を行うものとする。

（打合せ・協議議事録）

第11条 打合せは、原則として受注者の責任において議事録をとり、「業務記録打合せ簿」を作成し、発注者の承認を得るものとする。

打合せは面談を基本とするが、発注者協議のうえWEB会議、TV会議等（以下、「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。なお、WEB会議等は旅費交通費を計上しないものとし、打合せに要する旅費交通は当初設計金額よりも安価となる場合は設計変更の対

象とする。

(成果品の検査・納品)

第12条 本業務の成果品については、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けた後、発注者の指定の場所へ納入するものとする。

(疑義)

第13条 本仕様書において明示なき事項及び疑義が生じた場合、発注者及び受注者協議のうえ、発注者の指示を受けなければならない。

(その他)

第14条 会計検査を含む各種検査の対応や、国への報告を求められた場合の書面の作成について協力を行うこと。

(履行期限)

第15条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌開庁日から令和8年3月17日までとする。

(業務項目)

第16条 業務項目は以下とする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 安全性把握調査の優先度評価
  - ① 法令等の状況調査 (182箇所)
  - ② 保全対象との離隔調査 (182箇所)
  - ③ 現地踏査等 (99箇所)
- (4) 既存盛土等カルテへの追記 (182箇所)
- (5) GISデータへの属性追記 (182箇所)
- (6) 報告書作成
- (7) 打合せ協議

(適用基準等)

第17条 本業務は、本仕様書による他、以下の関係法令及び諸規程等に準拠する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 及び同法政省令
- (2) 宅地造成及び特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針 (令和5年5月29日 農林水産省、国土交通省告示第5号)
- (3) 基礎調査実施要領 (既存盛土等調査偏) (令和5年5月26日 国官参宅第12号・5号農振第650号・5林整治第244号 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について (技術的助言))
- (4) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 (令和5年5月 国土交通省・農林水産省・林野庁)

(業務の内容)

第18条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備

本業務を円滑に遂行するため、業務全体の内容について十分に理解し、業務内容及び工程等業務全般について検討の上、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

(2) 資料収集整理

本市が貸与する下記の資料及びデータのほか、業務に必要となる各種資料及びデータを収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。

- ・令和5年度 大津市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務成果品
- ・そのほか、必要となる資料

なお、本市が貸与する資料及びデータは、目的外使用、複製及び提供を禁止する。

(3) 安全性把握調査の優先度評価

法令許可等の状況調査や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔調査、盛土等の状況を確認する現地踏査等を踏まえ、把握された既存盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察（詳細又は概略）を行うもの、当面の間対応が不要なものに分類し、優先度の評価を行う。

① 法令等の状況調査（182箇所）

法令等による許可・届出の有無や、法律等による許可等の内容と現地状況の整合性、災害防止措置の有無、原地盤の勾配を確認する。

② 保全対象との離隔調査（182箇所）

谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土といった分類ごとに、保全対象との離隔が十分確保されているかを確認する。

③ 現地踏査等（99箇所）

盛土等の変状や湧水、地下水等の有無、災害防止措置の状況、盛土下の不安定な土層の有無を確認する。

④ 上記①から③の業務数量は、令和5年度に実施した基礎調査業務の成果から想定するものであり、本業務で実施数量が変更する場合は設計変更の対象とする。

(4) 既存盛土等カルテへの追記

上記(3)の結果について、既存盛土等カルテに記載する。カルテの様式は、令和5年度業務で作成したカルテ様式を使用すること。

(5) GISデータへの属性の追記

上記(3)の結果について、過年度に作成したGISデータに属性を追記する。

(6) 報告書作成

本業務の結果をとりまとめ、報告書及び関係資料を作成すること。なお、安全性把握調査の優先度評価のまとめとして既存盛土一覧表を作成すること。既存盛土一覧表及び既存盛土等カルテのとりまとめ方法については、発注者と協議した上で決定するものとする。

また、本業務の基礎調査を踏まえての課題や今後の対応策等について、簡潔にわかりやすくとりまとめを行う。

(7) 打合せ協議

本業務遂行にあたって、業務着手時、中間時(5回)、業務完了時の計7回以上の打合せを実施するものとする。なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。受注者は打合せの議事録を作成し、発注者の確認を受けること。

(土地の立ち入り等)

第19条 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去については受注者の負担とする。

また、盛土規制法第5条（基礎調査のための土地の立ち入り等）を遵守すること。

（関係官公庁への手続き等）

第20条 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、発注者と協議のうえ決定し、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議するものとする。

（土地所有者との協調）

第21条 受注者は、調査を実施するにあたり、土地所有者に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。なお、個人の敷地内に立入る場合は、必ず事前に承諾を受けなければならない。

2 管理技術者及び現地作業する者は、現地調査時に本市発行の身分証明書を所持しなければならない。また、業務の実施に際し、その求めに応じ、何人にも身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、土地所有者からの要望、もしくは土地所有者との交渉があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。

4 受注者は、いかなる理由があっても、土地所有者から報酬、又は手数料等を受け取ってはならない。

なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導しなければならない。

5 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負わなければならない。

（安全等の確保）

第22条 現地踏査等にあたっては、急傾斜地などの土砂法等にかかる危険区域を含むため、安全には十分に注意すること。

（変更契約の取り扱い）

第23条 不可抗力（地震・風水害等）によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者が認めたものについて設計変更の対象とする。

2 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについて設計変更の対象とする。

（成果品）

第24条 本業務は、電子納品対象業務とする。

成果品は以下のとおりとする。

・ 報告書（A4 版）	2 部
・ 報告書概要版	2 部
・ 成果品の電子データ	2 部
・ 既存盛土一覧表及び既存盛土等カルテ（Excel、PDF）	1 式
・ 既存盛土等データ（Shape、PDF）	1 式
・ 本業務で収集したデータ	1 式

以 上

不当要求  
**不当介入** 業務妨害 **事案通報書**

滋賀県 警察署長 様  
 大津市長 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受注者	所在地	(本社)	電話 ( ) - FAX ( ) -	
		(現場事務所)	電話 ( ) - FAX ( ) -	
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 ( ) -
		(対応者) 所属会社名		電話 ( ) -
		氏名		
		役職		
不当介入の 行為者	住所	電話 ( ) - FAX ( ) -		
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 ( ) - FAX ( ) -	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)		有・無	
	(通報先警察署)	滋賀県 警察署	課	
	(通報日時)			令和 年 月 日 時 分頃

- 注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。